

第2回改訂版 地盤調査の実務 [第8章 土壌・地下水汚染調査]

法改正に伴う変更事項のお知らせ

(一社)関東地質調査業協会
技術委員会

平成28年3月に土壌環境基準の対象物質が追加され、平成29年4月1日から土壌汚染対策法でも対象物質が追加されました。追加内容は下記のとおりです。

※「第2回改訂版 地盤調査の実務」は平成27年6月発行のため、下記の内容は反映されておられません。

【追加内容】

- ①昨年3月に土壌環境基準にクロロエチレンと1,4-ジオキサンが追加された
- ②土壌汚染対策法にもクロロエチレンが追加されたが、現在のところ、効率的かつ効果的な調査調査技術がなく合理的な対策手法もない1,4-ジオキサンは、まだ土壌汚染対策法に追加されていない(=当面の土対法の調査では、クロロエチレンのみが追加されることになる)

| 対 象 | 項 目 | 環境上の条件(土壌環境基準)、もしくは指定基準値(土壌汚染対策法) |
|----------------------|-------------------------------|---|
| 環境基本法に基づく土壌環境基準(溶出量) | カドミウム | 検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。 |
| | 全シアン | 検液中に検出されないこと。 |
| | 有機燐(りん) | 検液中に検出されないこと。 |
| | 鉛 | 検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。 |
| | 六価クロム | 検液 1 Lにつき 0.05mg 以下であること。 |
| | 砒(ひ)素 | 検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。 |
| | 総水銀 | 検液 1 Lにつき 0.0005mg 以下であること。 |
| | アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 |
| | P C B | 検液中に検出されないこと。 |
| | ジクロロメタン | 検液 1 Lにつき 0.02mg 以下であること。 |
| | 四塩化炭素 | 検液 1 Lにつき 0.002mg 以下であること。 |
| | 1,2-ジクロロエタン | 検液 1 Lにつき 0.004mg 以下であること。 |
| | 1,1-ジクロロエチレン | 検液 1 Lにつき 0.1mg 以下であること。 |
| | シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液 1 Lにつき 0.04mg 以下であること。 |
| | 1,1,1-トリクロロエタン | 検液 1 Lにつき 1mg 以下であること。 |
| | 1,1,2-トリクロロエタン | 検液 1 Lにつき 0.006mg 以下であること。 |
| | トリクロロエチレン | 検液 1 Lにつき 0.03mg 以下であること。 |
| | テトラクロロエチレン | 検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。 |
| | 1,3-ジクロロプロペン | 検液 1 Lにつき 0.002mg 以下であること。 |
| | クロロエチレン(別名 塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー) | 検液 1 Lにつき 0.002mg 以下であること。 |
| | チウラム | 検液 1 Lにつき 0.006mg 以下であること。 |
| | シマジン | 検液 1 Lにつき 0.003mg 以下であること。 |
| | チオベンカルブ | 検液 1 Lにつき 0.02mg 以下であること。 |
| | ベンゼン | 検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。 |
| | セレン | 検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。 |
| | ふっ素 | 検液 1 Lにつき 0.8mg 以下であること。 |
| | ほう素 | 検液 1 Lにつき 1 mg 以下であること。 |
| - | カドミウム | かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。 |
| - | 砒(ひ)素 | かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。 |
| - | 銅 | 農用地(田に限る)において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。 |
| - | 1,4-ジオキサン | 検液 1 Lにつき 0.05mg 以下であること。 |

つきましては、テキストのp347の表8.1.3にはクロロエチレンと1,4-ジオキサンが、p348の表8.1.4にはクロロエチレンが、p352とp357の第一種特定有害物質の表にクロロエチレンが追加になること、等にご注意ください。

そのほか、テキスト中で「塩化ビニルモノマー」の名称をクロロエチレンに置き換えてお読みいただきますようお願いいたします。

【参考】 平成 29 年 4 月 1 日より施行された法改正に関する環境省通知等の情報

(1) 特定有害物質に“クロロエチレン”が追加される件について

『土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について』
環水大土発第 100305002 号(改正 環水大土発第 1703313 号 平成 29 年 3 月 31 日)

http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009/no_100305002.pdf

『土壤汚染対策法の特定有害物質の追加等に伴う「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について（平成 22 年 3 月 5 日付け環水大土発第 100305002 号）」の一部改正について』

環水大土発第 1703313 号（平成 29 年 3 月 31 日）

http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009/no_100305002_taisyo-2.pdf

『土壤の汚染に係る環境基準の追加及び地下水の水質汚濁に係る環境基準における項目名の変更並びに土壤汚染対策法の特定有害物質の追加等に伴う土壤汚染対策法の運用について』

環水大土発第 1604151（平成 28 年 4 月 15 日）

http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009/no_1604151.pdf

(2) 汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する変更点について

『汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について』

環水大土発第 100226001 号（改正 環水大土発第 1703318 号 平成 29 年 3 月 31 日）

http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009/no_100226001.pdf

『土壤汚染対策法の特定有害物質の追加等に伴う「汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について」及び「土壤汚染状況調査における地歴調査について」の一部改正について』

環水大土発第 1703318 号（平成 29 年 3 月 31 日）

http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009/no_100226001_taisyo-2.pdf

(3) 土壤汚染状況調査における地歴調査に関する変更点について

『土壤汚染状況調査における地歴調査について』

環水大土発第 120817003 号（改正 環水大土発第 1703318 号 平成 29 年 3 月 31 日）

http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009/no_120817003.pdf

『土壤汚染対策法の特定有害物質の追加等に伴う「汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について」及び「土壤汚染状況調査における地歴調査について」の一部改正について』

環水大土発第 1703318 号（平成 29 年 3 月 31 日）

http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009/no_120817003_taisyo.pdf

以上